最終更新日:2015年12月22日
株式会社北弘電社
代表取締役社長　中野　章
問合せ先:総務部　Tel(011)640-2231
証券コード:1734
http://www.kitakoudensha.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

経営の健全性を確保するために、コーポレート・ガバナンスを充実させ、意思決定のスピードアップと経営の効率化を進める一方、リスク管理とコンプライアンスの徹底を図っていきます。また、経営の透明性を通じ株主及び顧客からの信頼確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	1,736,000	26.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	406,000	6.25
北弘電社従業員持株会	283,900	4.37
伊藤　昌義	190,000	2.92
株式会社北洋銀行	145,000	2.23
内藤　征吾	122,000	1.88
株式会社北海道銀行	120,000	1.85
富岡　康丞	93,000	1.43
明治安田生命保険相互会社	90,000	1.38
株式会社菱弘電設	80,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

大和証券投資信託委託株式会社から平成27年3月5日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年2月27日現在同社が428,000株(保有割合6.58%)を保有している旨の報告を受けております。
しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮本一敏	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本一敏		三菱電機株式会社　北海道支社　支社長	豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社取締役会の一層の充実を図るため就任を依頼

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的な意見交換を行い、業務上や会計上の課題について情報を共有するよう努めております。
社長直轄の考査室を設けており、年2回の内部監査を実施し内部監査の状況について社長及び監査役に報告する体制になっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩山　俊一	他の会社の出身者													○
桶谷　治	弁護士													○
村野　茂	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩山　俊一		三菱電機株式会社　北海道支社　総務部経理課　専任	豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社監査体制の一層の充実を図るため就任を依頼
桶谷　治	○	桶谷法律事務所 独立役員	弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。
村野　茂		三菱電機株式会社　関係会社部　経営企画担当マネージャー	豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社監査体制の一層の充実を図るため就任を依頼

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、報酬の決定に際しては、役割・責任など職務の内容、また、業績等に見合った水準を勘案し決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告においては、取締役、監査役別に支給人員、報酬等の総額を開示しております。有価証券報告書においては、社内取締役、社外役員区分の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く)	91,870	75,570	16,300	5
社外役員	7,700	7,200	500	5

(注)1. 当事業年度末現在の人数は、取締役6名(社外取締役1名含む)、社外監査役3名であります。
2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である総務部が、速やかに情報を伝達するとともに、必要であると認められる場合は、事前に社外監査役に対し取締役会資料を配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名は全員社外監査役で1名は弁護士が就任し、監査体制の強化を図るとともに、社長直轄の考査室に専従者1名を配置して内部監査を行い、その結果は、社長ならびに監査役に報告する体制を整備し、ガバナンスの充実をはかれるよう、その実効性を高める体制としております。

経営の意思決定及び監督につきましては、毎月1回の取締役会及び経営会議のほか必要に応じて随時開催し、経営に関する重要事項など会社の業務執行を決定しております。
また、執行役員制度を採用しており、業務執行の即応性を高めるため毎月1回執行役員会を開催しております。

監査役につきましては、取締役会の他、重要な会議に出席し取締役の職務執行を監督するなど、経営に対する監視機能の強化を図っており、業務執行の適応性及び財産の状況を調査するとともに、定時監査役会のほか必要に応じそのつど監査役会を開催しております。また、内部統制の整備運用状況については考査室との連携を深めております。さらに、会計監査人との連携により内部統制の整備運用状況のみならず、会計監査についても意見交換を行っております。

会計監査及び内部統制監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し会社法及び金融商品取引法の監査を受けており、正確な経営情報、財務情報の適時・適切な開示に努めております。
なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員安藤俊典氏、池内基明氏の2名であり、この他に補助者は、公認会計士5

名、公認会計士試験合格者6名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会で作成した監査基本方針、監査基本計画書に基づき、取締役会及び重要な会議への出席など、取締役の厳正な監督・監視を行っております。社外監査役は3名体制で経営に対する監査機能を高めており、また、内部監査体制による監査報告など、経営監視機能の面で十分に機能する体制が整備されており、コーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に株主総会の議案の内容等について理解を深めて頂くため、招集通知の法定期日（2週間前）よりも早く発送しております。（2014年度は19日前）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、札幌証券取引所主催の合同会社説明会に参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信などの決算情報を掲載しております。 http://www.kitakoudensha.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社の企業理念、社是により会社の方針を明確にし、「労働安全衛生方針」、「品質方針」、「環境方針」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス推進体制の確立を図っております。また、倫理・遵法ポケット版の全社員への配布、eラーニング教育の実施、遵法チェックシートによる各支社・各部門への指導展開、アダプト制度への参加による地域貢献活動（会社周辺及び近隣公園のゴミ拾い）の実施など、具体的な実践活動を進め、信頼確保を重視した企業活動を推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本的な考え方を次のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社の基本方針である「企業理念」「社是」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営管理強化を行う。
(2)「コンプライアンス規程」に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
(3)当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、様々な損失の危険に対して、リスク毎に担当部門を決定し、規程に従ったリスク管理体制を構築している。
また、不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
(2)取締役の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社及び子会社から成る企業集団がありませんので、該当事項はありません。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を置きませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
(2)当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇(人事評価を含む)等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
(2)当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。
また、監査役は当社経営陣と意見交換を実施することが出来るものとする。
(2)監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、コンプライアンス規程及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、それを基に総務部を事務局とする推進体制を構築し、反社会的勢力からの接触及び不当要求に対して迅速に対応出来る体制を整備して反社会的勢力との絶縁を実践しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防止対策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――